

不動産公売のご案内

◇日 時 平成27年3月3日（火） 午後1時20分～午後2時20分
（午後0時50分受付開始、午後1時から入札についての説明）
◇場 所 水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1－3－1）

売却区分番号	見積価額 (公売保証金)	公売財産の種別と所在	買受適格証明書 の要不要
2 6－1 7 5	380,000円 (40,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字釜長282番 田 991㎡ ・茨城町大字奥谷字釜長283番 田 297㎡	要
2 6－1 7 6	120,000円 (20,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字西タリ969番 畑 664㎡	不 要
2 6－1 7 7	220,000円 (30,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字信戸989番 畑 559㎡ ・茨城町大字奥谷字西タリ998番 畑 262㎡	要
2 6－1 7 8	190,000円 (20,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字入道下1167番 畑 113㎡ ・茨城町大字奥谷字入道下1173番1 畑 373㎡ ・茨城町大字奥谷字入道下1174番 畑 289㎡	要
2 6－1 7 9	120,000円 (20,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字童子塚1206番 畑 616㎡	要
2 6－1 8 0	40,000円 (10,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字天神下1303番 畑 202㎡	要
2 6－1 8 1	50,000円 (10,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字供養塚1470番 畑 281㎡	要
2 6－1 8 2	1,390,000円 (140,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字坊前1825番11 畑 662㎡	不 要
2 6－1 8 3	1,150,000円 (120,000円)	(土地)・茨城町大字奥谷字入道下1173番5 宅地 274.45㎡ (建物)・茨城町大字奥谷字入道下1173番地5 家屋番号：1173番5、種類：共同住宅 構造：木造・セメント瓦葺・平家建 床面積：83.91㎡	不 要

※いずれの公売も中止になる場合があります。予めご了承ください。
【問合せ先】茨城租税債権管理機構 ☎0 2 9－2 2 5－1 2 2 1
ホームページアドレス http://www.ibaraki-sozei.jp/

延滞金等の利率の改正について

町税等を滞納すると、納期限までに納めていただいた方との公平性を保つため、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料及び延滞金を併せて納めていただくことになります。
なお、平成27年1月1日から12月31日までは以下の通りとなります。

		延 滞 金		還付加算金
			1 か月以内	
本 則		14.6%	7.3%	7.3%
特 例		特例基準割合＋7.3%	特例基準割合＋1.0%	特例基準割合
	平成26年中	9.2%	2.9%	1.9%
	平成27年中	9.1%	2.8%	1.8%

※特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1％を加算した割合をいいます。平成27年における特例基準割合は1.8%です。

【問合せ先】茨城町税務課 ☎2 4 0－7 1 1 4

軽自動車・バイクの廃車、名義変更はお済みですか？

車の種類	必要なもの	手続き場所
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下) 小型特殊自動車 農耕作業車	廃車 ナンバープレート、 標識交付証明書、印鑑	茨城町総務企画部 税務課 茨城町小堤1080 ☎029-292-1111（内線134） ※小型特殊自動車・農耕作業車のうち水戸ナンバーについては茨城運輸支局での手続きとなります。
	名義 変更 標識交付証明書、譲 渡証明書、印鑑	
軽自動車（660cc までの三・四輪車）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町若宮887-59 ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎050-5540-2017

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に、その年度分の税金が課せられます。そのため、4月2日以降に廃車してもその年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。同様に、4月2日以降に名義変更をしても、税金は前の所有者にかかります。
「他人に譲った」「以前から放置してある」「盗難にあった」などの事情があつても、廃車や名義変更などの手続きをしないといつまでも課税されます。左記の場所で速やかに手続きを行ってください。

軽自動車税の減免制度

●減免を受けることができる障害の程度

障 害 の 区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	●	●	●	●		
	聴覚障害		●	●			
	平衡機能障害			●			
	音声機能障害(こう頭摘出の場合に限る)			●			
	上肢障害	●	●				
	下肢障害	●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害	●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	●	●				
	上肢機能移動機能	●	●	●	●	●	●
	心臓・じん臓・呼吸機能障害	●		●			
療育手帳	ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	●		●			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害		●	●	●			
療育手帳		最重度㊿又は重度A					
精神障害者保健福祉手帳		1 級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方					

●…障害のある本人、生計を一にする方もしくは常時介護する方が運転する場合に対象
○…障害のある本人が運転する場合に限り対象

小型特殊自動車(農耕トラクター、コンバイン等)のナンバー登録はお済みですか？

小型特殊自動車に該当する農耕トラクター、コンバイン、田植え機、フォークリフトなどには軽自動車税が課税されます。これらの車両を所有している方は、役場税務課にてナンバープレートの交付を受けてください。

※道路を走行しない車両でも、所有していることに基づき課税されます。
詳細はお問い合わせください。

○受付期間
軽自動車税納税通知書が届いた日から納限の7日前まで。申請は毎年必要です。また、受付期間を過ぎた場合は減免が受けられませんが、ご注意ください。
○必要書類
減免を受けようとする方は、次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。
①軽自動車税減免申請書(税務課窓口にあります)
②身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(平成27年3月31日までに交付されたもの)
③運転する方の運転免許証(コピー可)
④車検証(コピー可)
⑤軽自動車税納税通知書
⑥印鑑
※障害の程度、ご使用目的により添付書類がありますのでお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎2 4 0－7 1 1 4(直通) 内線1 3 4